

## 平成23年第4回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第7号）

平成23年9月21日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第44号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について  
議案第45号 那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）  
議案第36号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第37号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第38号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第39号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第40号 平成23年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第41号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第42号 平成23年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第43号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第46号 財産の無償譲渡について  
議案第47号 財産の取得について  
議案第48号 訴えの提起について  
請願・陳情等について  
（各委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 認定第 1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 3号 平成22年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 4号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 5号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 6号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 7号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 8号 平成22年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 9号 平成22年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第10号 平成22年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第11号 平成22年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第12号 平成22年度那須塩原市水道事業会計決算認定について  
（特別委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 3 閉会中の継続調査等について

(採決)

日程第 4 議案第 49号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 5 議案第 50号 土地改良事業の施行について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 6 発議第 5号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を  
求める意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	松下昇君
副市長	増田徹君	教育長	井上敏和君
企画部長	室井忠雄君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	三森忠一君	総務課長	熊田一雄君
財政課長	伴内照和君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	長山治美君
福祉事務所長	玉木宇志君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	生井龍夫君	農務畜産課長	斉藤一太君
建設部長	君島淳君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局局長 西那須野 支所長	荒川正君
農業委員会 事務局局長	成瀬充君		齋藤兼次君
塩原支所長	臼井浄君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	斉藤誠	議事課長	渡邊秀樹
課長補佐兼 議事調査係長	稲見一美	議事調査係	小平裕二
議事調査係	人見栄作	議事調査係	小磯孝洋

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。  
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は29名であります。

#### 議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 議会運営委員長の報告、質疑、採決

議長（君島一郎君） ここで、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議案の取り扱い等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、14番、中村芳隆君。

〔議会運営委員長 中村芳隆君登壇〕

議会運営委員長（中村芳隆君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、9月20日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしましたので、ご報告をいたします。

本定例会の追加議案は、市長提出案件として、補正予算案件1件、その他の案件1件の計2件であります。

取り扱いについては、即決扱いといたします。

以上が追加議案に対する審議の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。ただいまの報告について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりといたします。

議案第35号～議案第48号及び  
び請願・陳情等の各常任委員長  
報告、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 日程第1、議案第35号から議案第48号までの14件及び請願・陳情等については、関係常任委員会に付託してあります。

各常任委員長は一括して審査の結果のご報告を願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。  
24番、山本はるひ君。

〔総務企画常任委員長 山本はるひ君登壇〕

総務企画常任委員長（山本はるひ君） 皆さん、おはようございます。

総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成23年度第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、補正予算案1件、条例案1件の計2件でございます。

これらを審査するため、9月12日月曜日、13日火曜日の2日間、午前10時から第1委員会室において、委員8名全員出席のもと、執行部から部長、課長等の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)の審査結果について説明は省略し、主な質疑等を中心に申し上げます。

総務部財政課では、施設振興公社運営費等償還金4,800万円について、その理由はという質疑に対し、人件費の削減と各施設の管理運営において外注をせず、自分たちで作業をするというような形で努力をした結果だと理解していると答弁がありました。

企画部情報課では、国道400号バイパスの橋梁情報管の整備の工事費について負担割合はとの質疑に対し、NTTが4で本市が1の割合だと答弁がありました。

西那須野支所の総務税務課では、時計修理の業者選定についての質疑で、特殊なものなので1社限定で発注を考えていると答弁がありました。

塩原支所の総務福祉課では、支所管理費の非常用自家発電設備の修繕について、毎年保守点検をしているのに、さらに修繕する事態になったことへの質疑に対して、今回の不都合は燃料系でトラブルが起きたのではないかと、計画停電で使っているうちに黒煙が上がり、古い燃料が混入したことが原因ではないかと答弁がありました。

委員からは、燃料の更新については、燃料を間違えたとか古くなったとかで壊れるということではないはずだという意見が出ました。

さらに、いろいろな保守点検に関しては、莫大な費用を費やしている、点検業者に対しては、契

約委託をする上で、十分な精査が必要ではないか、またこの件については、今後のためにきちんと分析してほしいという意見が出されました。

議案第35号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

この条例改正は、平成20年に公益法人3法が成立したことで、知事の認定を受けて、公益法人に移行したことに伴う改正だと説明がありました。

議案第44号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務企画常任委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

議長(君島一郎君) 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

6番、伊藤豊美君。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美君登壇〕  
福祉教育常任委員長(伊藤豊美君) 皆さん、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

平成23年度第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、一般会計及び特別会計の補正予算案4件、条例案1件、その他の案件2件の計7件であります。

これらを審査するため、9月12日、13日の2日間、午前10時から第4委員会室において、委員全員の出席のもと、執行部から部長、課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の過程と結果であります、報告に当たりましては、各委員から出された主な質疑等を中心に申し上げます。

まず、社会福祉課の常任委員会審査を行いました。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）では、委員から質疑等はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、委員から、無利子の前提である保証人の規定について質疑がありました。

答弁では、那須塩原市に住んでいる者で、市税の滞納のない者であると答弁がありました。

議案第45号 那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についても、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 財産の無償譲渡についてありますが、委員から無償譲渡のメリットについての質疑があり、社会福祉協議会の事業の中で資金面と運用面において弾力的な活動ができ、この多機能型事業所の効果、効率が高まるとの答弁がありました。

議案第46号も、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、子ども課の常任委員会審査を行いました。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）では、保育園運営費の立ち木の伐採について質疑があり、説明では、地デジの視聴を妨げるケヤキ5本と桜一、二本の伐採であるとの答弁がありました。

また、保育園の民営化に当たっては、市全体の保育園、幼稚園の地域バランスをとり、必要なら建てかえて民営化するなど、配慮をしながら検討をされたいという意見がありました。

議案第35号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、高齢福祉課について申し上げます。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）については、委員から質疑はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑では、施設入所者にかかわる食費、住居費補助を詳しく説明してほしいとの要望があり、震災特別法等で3月11日から2月29日までの厚生労働大臣が定める日まで、保険料、住居費、食費については110万円、利用者負担金は70万円、居住費等は20万円ほどを見込んだとの説明がありました。

また、福島からの避難者で、施設に入っている方のホテルコストはこの中に入っているかという質疑があり、那須塩原市で住所のある方に対してであるという答弁がありました。

議案第38号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、保健課について申し上げます。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）では、委員から大腸がんの市民検診事業で、クーポン券は子宮頸がんと同じようなクーポン券かという質疑に対し、女性特有のがんのクーポン券と同様に、医療機関に持っていけば無料でかかれるという答弁がありました。

また、黒磯保健センターの外壁改修工事内容の質疑があり、工事に際しては、設計の段階で、よく協議し、安全で安価に済むように進めたいとの答弁がありました。

議案第35号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第36号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、特に

質疑はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第37号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましても、特に質疑がなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、教育部教育総務課について申し上げます。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）では、校庭の表土除去に際し、工事内容、進捗状況、完了したときの状況等を確認しているかという質疑があり、管理を含めて、確認はすべてなされているとの答弁がありました。

委員からは、汚染されていない残土でも現場を選んで撤去できないかという要望がありました。

学校、PTAの関係者等の力をかり、できるだけ現状まで復旧する努力をしていただきたいという前提であるとの説明がありました。

議案第35号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続いて、議案第47号 財産の取得について申し上げます。

取得金額は、どういう経緯を経て決定したかとの質疑があり、財産としての借地権割合などを加味した鑑定評価を採用して決定したと答弁がありました。

また、今回取得した過程について、共英小学校では、存続するという結果も出たからかという質疑がありましたが、今回の取得とは全く関係がなく、計画的な取得であると説明がありました。

議案第47号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、学校教育課について申し上げます。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）では、特に質疑はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、生涯学習課について申し上げます。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）では、特に質疑はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、スポーツ振興課について申し上げます。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）では、特に質疑がなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、福祉教育常任委員会の審査の過程と結果の報告とさせていただきます。

すみません。訂正をお願いいたします。

教育部の報告で、議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）と発言しましたが、議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）に訂正をお願いいたします。

失礼いたしました。報告といたします。

議長（君島一郎君） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業環境常任委員長の報告を求めます。  
13番、齋藤寿一君。

〔産業環境常任委員長 齋藤寿一君登壇〕  
産業環境常任委員長（齋藤寿一君） 皆さん、おはようございます。

産業環境常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成23年度第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、補正予算案件3件と陳情1件の計4件であります。

これらを審査するため、去る9月12日と13日の2日間、第3委員会室において、委員出席のもと、所管の部局長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

初めに、生活環境部環境管理課について申し上げます。

財産収入の利子及び配当金は、今年度積み立てた環境基金3,000万円の利子であるとの説明があり、墓地事業特別会計からの繰入金は赤田霊園分、繰出金についてはさくら公園墓地分であるとの説明がありました。

次に、環境対策課について申し上げます。

災害等廃棄物処理事業費補助金について、今回の震災により発生したかわら、塀、木くずの瓦れき等の処理に対する国からの補助で、全体事業費の2分の1の補助金であるとの説明があり、災害廃棄物処理委託料では、今回2,710万8,000円を補正し、最終的に全体で約6,500万円となるというが、これで市内の瓦れき等についての処理は完了するのかの質疑に対し、すべて完了する見込みであるとの回答がありました。

次に、生活課について申し上げます。

交通安全対策推進費の賃金について、産休となる職員の補充のため、11月から3月分の臨時職員賃金であると説明がありました。

次に、産業観光部農務畜産課について申し上げます。

堆肥センター管理運営事業のエアレーション修繕でエアレーションの効果はの質疑に対し、基本的には、酸素供給による発酵促進であるが、水分の蒸散の効果もあると考えているとの答弁がありました。

また、シルバーファーマー制度の推進事業で、受講者がふえていることに対し、今後の考え方はの質疑に、農家からの事業に援農や協力ができるような仕組みづくりを考えていきたいとの答弁がありました。

次に、農林整備課について申し上げます。

鳥獣保護管理事業で93万円の追加補正の電気柵補助申請状況はの質疑に対し、3戸以上で組織する団体の申請が必要であり、現在、5団体から336万円の補助申請があるとの回答がありました。

次に、商工観光課について申し上げます。

緊急雇用創出事業の産官学連携大学ゼミ対抗ブレゼン大会の開催時期と協力体制はの質疑に対し、議会閉会後に準備に入り、12月の開催を予定しており、商工会、観光協会の協力を得て実施したいと考えているとの答弁がありました。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）につきましては、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第41号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、平成22年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第42号 平成23年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

平成22年度決算に伴う繰越金等の整理を行うものであり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情について申し上げます。

委員から、この要望の内容は那須塩原市も加入している全国都市清掃会議の要望書にも同様に含まれているが、各事業所もマイバッグ利用に対する割引等の努力も見られ、レジ袋削減の意識浸透も見られるの意見や容器包装リサイクル法は、

ごみは減らすという趣旨の法律で、いまだにごみがふえている状況から、減らす方向で考える必要があるとの意見がありました。

討論では、結論は急ぐべきではない、じっくり議論を重ねて検討していくべきで継続すべきとの討論がありました。

また、賛成討論では、容器包装の製品価格の内部分化が進まない状況であり、レジ袋削減も見られない、プラスチックリサイクルの法制化も必要であるとの討論がありました。

陳情第1号については、継続審査とすべきもの3名、採択とすべきもの4名で採択すべきものと決定されました。

以上が当委員会に付託された案件の審査の経過と結果であり、当委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

8番、岡本真芳君。

〔建設水道常任委員長 岡本真芳君登壇〕  
建設水道常任委員長（岡本真芳君） おはようございます。

建設水道常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

平成23年第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、予算案件4件、その他の案件1件の計5件であります。

これらを審査するため、9月12、13日の2日間、午前10時から第2委員会室において、委員全員出席のもと、執行部から部長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

以下は、審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を

中心に報告いたします。

初めに、議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。まず、建設部について申し上げます。

都市整備課では、都市施設災害復旧事業で東那須公園の被害等の中身について詳細に知りたいとの質疑があり、園路のひび割れ補修、頂上にあるあずまやが振動により傾き、その設置、ベンチがすべて転倒となり交換及び東側寄りの見晴らし高台の擁壁等が崩壊したということで、それらの復旧工事になるとの答弁がありました。

道路課では、市単独道路整備事業で、東原一分水線で電源立地という言葉が出てきたが、電源交付金が使えぬ工事ということでよいのかとの質疑があり、歩道整備については、以前から電源立地の予算を使っており、このほかについては、防火水槽等でも使っているとの答弁がありました。

また、関連して、東原一分水線が終了した段階で、歩道、通学路の整備という形で、電源立地の予算が入ってくるのか、また検討しているのかとの質疑に対し、今回の東原一分水線が来年で完了すれば、同じように交付金が利用できるということであれば、次の段階でまた新たに同じように水路を利用してかけられるところがあれば、それを検討していくとの答弁がありました。

建設指導課では、緊急雇用創出事業の建築物アスベスト台帳作成事業について、具体的な内容をとの質疑に対し、従来の確認台帳、概要書や鉄骨で3階以上の耐火建築等を抽出し、データベース化することによって、対象にどのようなものがあるのか把握したい。これは国側からアスベストについては、比較的大きな1,000平米以上の建物については整備が終わっているが、1,000平米以下のものについても、国からやるようにという通知が出ており、市としても基礎となる建物の中で対

象となるものがどれくらいあるのか把握したい。  
また、その台帳に基づいて指導していく形になると答弁がありました。

次に、上下水道部について申し上げます。

下水道課では、農林水産事業費の中の農村環境整備費として、農業集落排水事業特別会計に繰出金を、また土木費の中で公共下水道費として、下水道事業特別会計に繰出金を歳出するとの説明があり、委員からの質疑はありませんでした。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

委員からは、公共下水道建設事業の中で国道4号大原間歩道整備に伴う環境設計について、工事区間及び工程は、24年度からは県道大原間高林線から県道東那須野停車場線と、25年度が県道東那須野停車場線から県道東小屋黒羽線ということで、国道が入っていないがどうなっているのかとの質疑があり、大原間南の交差点から駅前東口の停車場線とその交差点付近までということで、その区間が24年度の工事予定、そこから北へ向かい、東小屋のコンビニエンスストアのある交差点までが次の工事の予定ということで、2区間に分かれているとの答弁がありました。

また、その用地買収はほとんど済んでいるのかとの質疑に対し、本年度の当初の段階で、一部まだ終わっていないところがあるということで、宇都宮国道事務所から伺っている。それについては、順次用地買収のほうに入っているということであるので、市としては、用地買収のできているところから工事を進めていく計画であるとの答弁がありました。

議案第39号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 平成23年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、平成22年度決算に伴う繰越金の整理による補正であるとの説明があり、委員から質疑はありませんでした。

議案第40号 平成23年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収支的支出において、福島原発事故に伴う放射性物質の水道水及び浄水発生土測定義務委託費の追加で、また資本的収入においては、一般会計補助金で東日本大震災災害復旧事業に係る一般会計補助金を追加する等の説明があり、委員からの質疑はありませんでした。

議案第43号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、議案第48号 訴えの提起についてご報告申し上げます。

本件は、市営住宅滞納家賃の納入及び住宅明け渡しを求める訴えであります。委員からは、連帯保証人については、平成17年12月16日に死亡ということで、この段階で、別の人にかえるなり方法はなかったのかという質疑に対し、市営住宅の条例に基づき、連帯保証人はつけるということで、変更になった場合についても通常提出することになっているが、平成17年に亡くなった段階で、市としても保証人をつけるように再三指導はしてき

たが、申請はなされなかったとの答弁がありました。

また、それに対し、条例変更等、今後検討はしていくのかとの質疑があり、市営住宅条例については、その上に公営住宅法という大もとの法律があり、それに基づいて、準拠して制定しなければならないということから、現時点では厳しいとの答弁がありました。

議案第48号 訴えの提起については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で建設水道常任委員会の審査の結果の報告といたします。

議長（君島一郎君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

次に、放射能対策検討特別委員長の報告を求めます。

19番、関谷暢之君。

〔放射能対策検討特別委員長 関谷暢之君 登壇〕

放射能対策検討特別委員長（関谷暢之君） 放射能対策検討特別委員会の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

平成23年第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、陳情1件であります。

陳情第2号 福島原発の事故に起因する放射能汚染から子どもたちを守る施策を緊急に実施することを求める陳情についての審査をするため、9月15日木曜日午前10時より第4委員会室において、委員12名全員出席のもと、執行部から企画部長、生活環境部長、保健福祉部長、建設部長、教育部長ほか、関係課長の出席を求め、審査を行いました。

以下が審査の経過と結果であります。

まず、各部長から各所管における取り組みの現

況及び結果についての説明を求め、若干の質疑を行った後、審査に入りました。

委員からは、原発事故の収束がまだ図られていない現状の中、本市の将来を担う子どもたちの安全を守ることは我々の責務であり、本陳情は採択とし、市当局へ積極的な対応を求めるべきという意見、市内全体が汚染されている現況であり、子どもたちの健やかな成長と市民の不安払拭のためにも例外なき対応を含め採択すべきという意見、採択すべきである、ただし、優先順位が必要であるとともに、市民との協働で対応されることが望ましいと思うという意見、採択すべきである、例外なく求めることも当然と考える。ただし、保護者、PTAとの協働を視野に検討すべきであり、それが意識の共有とともに、市内の子どもたちは自分たちで守るという意識の醸成にもつながると思うという意見、採択すべきである、ただし、屋外の空中線量のみならず室内の線量、環境にも意識を持った除染を行うべきなどの意見が出されました。

討論では、今般の原発事故において、本市は被爆地の一つであり、将来を担う子どもたちの安心安全を守ることはもとより、子供たちを思う保護者としての願いも理解できる。本陳情の内容はもっともであり、我々の責務と思われることから採択に賛成であるとの討論や環境省のデータによれば、本市の一部地域は、原発事故における福島、郡山等と同じであり、本市が対応するのは当然であることから賛成との討論がありました。

採決の結果、陳情第2号 福島原発の事故に起因する放射能汚染から子どもたちを守る施策を緊急に実施することを求める陳情については、全員異議なく採択すべきものと決するとともに、次の意見を付することに決しました。

当特別委員会の付する意見は、次の3点であり

ます。

1、除染に当たっては、できるだけ迅速な取り組みを要望するとともに、線量が高い施設や各施設内のミニホットスポットへの対応等、優先順位をつけ、計画的に取り組むこと。

2、子どもたちの生活圏における線量調査を初め、ミニホットスポットの除染活動等については、PTAや市民団体等の理解と協力が得られるような呼びかけを行い、市民との協働による取り組みに努めること。

3、屋外の空中線量のみならず線量の高い施設においては、室内の線量、環境をも意識した除染に取り組むこと。

以上であります。

以上をもちまして、放射能対策検討特別委員会の審査の経過と結果についてのご報告とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 以上で各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 産業環境常任委員会の委員長に質疑いたします。

先ほど、陳情の審議の中と審議の結果を報告していただいた中で、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情にですけれども、これがなぜ結論は急ぐべきでないということで、継続が3名であったということですが、急ぐべきでない理由が述べられていたか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

13番、齋藤寿一君。

産業環境常任委員長（齋藤寿一君） 先ほども私の報告の中にありましたけれども、那須塩原市も

全国都市清掃会議の要望書に同様に含まれている中で、マイバッグ利用に対しての割引等のレジ袋の削減等の意識も見られるというようなことから、また他の市町村の推移を十分に見て、また協議をしたらどうかというような意見の中で継続というふうな意見が出たというふうに思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） それでしたら、逆に、反対に、早急にこの陳情を通すというふうな結論になるべきだと思うのが、どうして継続にと、今の論議の中の推移でしたら、なるべく早くそういうふうな法を変えればいい、法が変わらないからマイバッグも普及しないし、要するに、生産者責任を問わないからということで、この陳情が出てきたならば、急ぐべきだというふうに思うので、その辺のところ、でも、それ以上の話はなかったんだろうと思いますので、その点についてはわかりました。

そうすると、7名の委員会ですので、採択すべきと継続と3、3で委員長採決でこの陳情は委員会は採択したという理解でよろしいですね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

13番、齋藤寿一君。

産業環境常任委員長（齋藤寿一君） 今、早乙女議員からご質疑があったように、継続するものとする者が3名、そして採択するものが3名ということで、同数でありましたので、私の委員長の判断で容器包装リサイクル法に関しましては、当然、大量生産大量消費という時代の今の流れの中で、多岐の容器等がどんどん出てくるわけで、現在、最終処分場も圧迫をしているということから、私の判断では、やはり至急リサイクル法を採択して通すということから、私の判断が最後になりますけれども、採択というふうに決しさ

せていただきました。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、  
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に  
基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第44号 那須塩原市公益法人等への  
職員の派遣等に関する条例の一部改正については、  
討論の通告者がおりませんので、討論を省略いた  
します。

採決いたします。

議案第44号については、総務企画常任委員長報  
告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、原案のとおり  
可決されました。

次に、議案第45号 那須塩原市災害甲慰金の支  
給等に関する条例の一部改正については、討論の  
通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第45号については、福祉教育常任委員長報  
告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、原案のとおり  
可決されました。

次に、議案第35号 平成23年度那須塩原市一般  
会計補正予算（第5号）については、討論の通告  
者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第35号については、総務企画、福祉教育、  
産業環境、建設水道の各常任委員長の報告のと  
おり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、原案のとおり  
可決されました。

次に、議案第36号 平成23年度那須塩原市国民  
健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第  
42号 平成23年度那須塩原市墓地事業特別会計補  
正予算（第1号）までの7件については、討論の  
通告者がおりませんので、討論を省略いたしま  
す。

採決いたします。

議案第36号から議案第42号までの7件につ  
いては、福祉教育、産業環境、建設水道の各常  
任委員長報告のとおり決することで異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第42号までの7  
件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成23年度那須塩原市水  
道事業会計補正予算（第2号）については、討  
論の通告者がおりませんので、討論を省略いた  
します。

採決いたします。

議案第43号については、建設水道常任委員  
長報告のとおり決することで異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、原案のと  
おり可決されました。

次に、議案第46号 財産の無償譲渡につ  
いては、討論の通告者がおりませんので、討  
論を省略いたします。

採決いたします。

議案第46号については、福祉教育常任委員  
長報

告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 財産の取得については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第47号については、福祉教育常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 訴えの提起については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第48号については、福祉教育常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情等について、陳情第1号について討論を許します。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 陳情第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情について、賛成討論いたします。

地球の環境保全と人類の生存のため、資源を浪費しない持続可能な社会の構築が必要であると言

われて久しいにもかかわらず、持続可能な社会の構築とか持続可能な社会への転換のための具体的な取り組みは不十分です。

持続可能な社会の構築や転換のためには、リサイクルより生産、流通、消費の各段階でのごみのリデュース、発生抑制とリユース、再使用を優先し、資源化できないものだけ処理するという取り組みが必要不可欠です。

私たちの暮らしは、物質的に豊かになりましたが、大量生産、大量消費になれてしまい、物を使い捨てる大量廃棄の社会となることをみすみす許してきました。

その結果、ごみがどんどんふえ続け、那須塩原市では、産廃処理産廃施設が過度に集中する等深刻な問題を引き起こしています。

そんな中、1995年家庭ごみの容積で6割を占める容器包装ごみを減らそうと、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、通称容器包装リサイクル法が制定されました。

ところが、法律ができて、容器包装ごみは減りませんでした。

それは、容器包装リサイクル法が問題だらけだったからです。

その問題の一つは、努力した人が報われない制度になっていることです。処理しにくく、コストのかかるごみを出す人、消費者ですが、その分を処理しにくいものは、できるだけ使わない努力をしている人も含めた納税者全体で負担するといった不公平な制度となっているからです。

問題の2つ目は、リサイクルすればするほど、自治体は財政負担が膨らむ制度であることです。

自治体は、リサイクルに必要な総経費の七、八割を負担しています。

それは、リサイクル時にかかる費用の中で収集費用、収集、分別、圧縮、保管の額が大きく、そ

れが自治体の役割となっているからです。税金や手数料で処理する制度です。

問題の3つ目は、環境に悪い使い捨て容器を使ったほうが、事業者は得であるという制度になっている点です。

事業者はリサイクルに必要な総経費の二、三割を負担するだけで、便利で消費者が買いさえすればよいとの理由で、使い捨て容器が優先されています。

処理コストは考えない商品を優先して、リデュースとリユースには消極的で、結果的にごみが減らない状況をつくっています。

これらの問題を解決するためには、リサイクルのために必要な費用で、自治体が負担している収集、分別、圧縮、保管費用を商品価に100%含めるように容器包装リサイクル法の改正を求め、公平な費用負担の制度への転換を図ることが必要です。

また、問題解決には、まず初めにごみを減らし、発生抑制、次に、繰り返し使い再使用、最後に再利用するリサイクルという3Rの優先順位を法律に明記することです。

さらに、市町村の取り組みのごみの有料化は、処理コストを商品価格に上乗せし、消費者に負担させています。つまり、生産者責任をすりかえ、生産自体のあり方を何ら問うことなく、増大したごみ処理費用を納税者である住民に負担させていることを自覚すべきです。

ごみの有料化は、一見、ごみ量によって負担するので、公平と思われるがちですが、ごみ処理費用はごみの容量に応じてかかるのではなく、主としてごみの質に応じてかかるのです。例えば、塩ビの容器はリサイクルに適しませんし、塩化水素対策やダイオキシン対策に余計処理費用がかかります。

現在の容器包装リサイクル法は、本来負担すべき事業者が処理費用に見合った負担をしていないことが問題です。つまり、使い捨て容器を使っても、事業者の負担が大きくなる制度となっています。お金のかかるリサイクルを、その結果進めていることになります。根本的な解決をおくらせることになっているのです。

根本的な問題解決の第一歩は、ごみの発生抑制となるように、容器包装リサイクル法を改正することです。

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄と焼却主義の現在の方法を転換し、資源を浪費しない持続可能な社会の構築のため、地球を温暖化するCO<sub>2</sub>や最終処分場を圧迫するごみの排出を減らす必要があります。

今回出されました「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情は、ごみの排出抑制となるような具体的な提案がされ、まさに多くの廃棄物処理施設が集中する那須塩原市にとっては願ってもない内容です。

意見を国に提出し、一刻も早く容器包装リサイクル法を改正させ、大量生産、大量消費、大量廃棄に終止符を打たなくてはなりません。

よって、本陳情に賛成いたします。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第1号について、産業環境常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第1号については、産業環境常任委員長報告のとおり採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、採択と決しました。

次に、陳情第2号について討論を許します。

13番、齋藤寿一君。

〔13番 齋藤寿一君登壇〕

13番（齋藤寿一君） 陳情第2号 福島原発の事故に起因する放射能汚染から子どもたちを守る施策を緊急に実施することを求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故で多くの放射性物質が放出され、結果として本市にも放射性物質が降り積もり、一部地域においては毎時1μSvを超える放射線量が確認されています。

子どもを取り巻く環境は、非常に困難なものであり、不安と恐怖を感じながら、日々生活を送っている状況でございます。

学校教育においても、学習指導要領改訂により、エネルギー教育の中に放射線の学習指導が約30年ぶりに来年度盛り込まれることが決定されるなど、放射能は今や教育現場においても差し迫った課題となっております。

本年度、福島県から栃木県に転入した幼稚園、保育園の園児や小中高の児童の生徒は、9月1日時点で合計480人に上っています。

転入理由の多くが、福島第一原発事故による避難と見られ、市町別で見ると、多いのは宇都宮市に次いで那須塩原市であり、45人が転入されています。安全な地を求め、子育て教育をしたいというあらわれでしょう。

本市においては、安心して教育ができる環境でなければなりません。

那須塩原市の将来を担う子どもたちのため、また安心して子を産み育てる環境を整えるため、そして将来に不安を残さず、後悔を残さないために

も陳情の2つの項目については実施すべきと思ひ、陳情第2号 福島原発の事故に起因する放射能汚染から子どもたちを守る施策を緊急に実施することを求める陳情については賛成といたします。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 陳情第2号 福島原発の事故に起因する放射能汚染から子どもたちを守る施策を緊急に実施することを求める陳情について、賛成討論いたします。

2011年3月11日の東日本大震災で多くの人の生活が失われ、それに福島原発事故が追い打ちをかけた。

被災した東北3県の中で、福島の人々は、福島原発事故による放射能汚染のため、県外での長い避難生活を余儀なくされております。

那須塩原市は、福島原発から100km程度のところにありますが、福島県内と同様の放射線量、ホットスポットと言えるような場所も出現しております。

チェルノブイリ原発事故が起きた当時、キエフのまちから避難する人々の姿を見たとき、チェルノブイリとキエフの距離は100km、福島原発と黒磯の距離もそのぐらい、福島原発が事故を起こしたとき、黒磯は現地だと不安になった記憶があります。そのときの漠然とした不安が、現実として突きつけられてきております。

25年前、チェルノブイリ原発事故を受けて、私も仲間と反原発運動に加わりました。原発が地震に弱く、核の最終処分場の技術もなく、原発がいかに危険か訴える運動でした。

青森の六ヶ所に向けた核燃輸送車は、東北自動車道を通ります。核燃輸送車が事故を起こせば、この地も危険です。

原発は、水力発電のように、ダムによって自然を破壊しないと言う人がいますが、原発は、揚水発電とセットでダムをつくります。原発は、沼原発電のように、電力のコントロールのための電気を捨てるダムが必ず要ります。そのため、山の中まで送電線も必要です。

原発は、地球温暖化に役立っているとのコマーシャルが流れていましたが、原発は、核エネルギーの一部しか発電に使っておりません。大量に余った熱を海に大量に投棄して海を温暖化させています。

以上のような問題を、そのとき自分の問題としてとらえ、何とかそのようなことが起きないように心がけましたが、でも安全神話にかき消され、国にもその声は届きませんでした。

私は、福島への視察の折、浜岡原発の反対運動をする人に、静岡の次に危ないのは福島と言われました。それだけ危険だから、福島原発の事故後、浜岡原発はとめたのでしょうが、そんな危険な静岡より先に福島原発は事故を起こしてしまいました。津波のせいと言う人もいますが、全電力喪失を想定していないことが、そもそもお粗末です。

チェルノブイリ原発事故は、1カ月で収束させましたが、福島原発は、いまだに収束に至っていません。原発の技術が日本にはもはやないことを物語っています。いまだに危険は去っておりません。

那須塩原市の一般家庭の木造家屋の室内線量が毎時0.15から0.2  $\mu$ Svを超える値を示しています。この値は、国際放射線防護委員会ICRPが1985年に勧告した公衆規制値、一般の人が被曝する規制値、1年間1 mSvを超えています。でも、そこに住まなくてはならない現実があります。

この現実を受けとめた上で、自分の意思でこの地に暮らすためにできることは何でしょう、私

たち大人は、将来ある子どもたちのためにできることは何でしょうと思いました。今回の陳情者が、子どもたちを守るために行動した気持ちは理解できます。

チェルノブイリ原発事故による放射性降下物が日本にも降り注ぎ、汚染された輸入食品が検疫をすり抜けて食卓に上がったとき、当時の母親たちを中心に子どもたちを守りたいと行動したものです。

チェルノブイリ原発事故のときでさえ、親はそのように行動したのですから、福島原発から100 kmの那須塩原で、今回子どもを守りたいと行動し、行政に対策を求めることは自然なことです。ですから、陳情を審議した特別委員会でも全員が理解を示していました。

私は、国や県、教育委員会の毎時3.8  $\mu$ Svを基準とするとの発言から、年間20mSvを子どもに課すなんて、子どもを守ることを最優先にしていなと感じ、怒りを感じました。緊急時なので、基準を守れないので、少しの間我慢してくださいと示すはずの暫定基準値、その暫定基準が暫定だからといって年間20mSvという避難しなくてはならない、べらぼうに高い値を示したことは大きな疑問を感じました。

さらに、暫定基準を安全基準のように発言する専門家と言われる人の言葉をうのみにする一部の行政の行動も問題です。

このような疑問や問題が背景に、子どもの安全が脅かされていることをしっかり認識して、本陳情の求める対策を早急に実施しなくてはなりません。

既に、陳情内容と同様のことは、市長を本部長とする放射能対策本部でも検討され、一部は既に実施に移されています。

今回、陳情を審議した後に、陳情者と特別委員会で懇談を持ちました。

そこでわかりましたことは、子どもを持つ親が子どもの将来に不安を持ち、できることは行政と力を合わせてやろうとしている姿です。ぜひ、行政も期待にこたえてください。市民との協働で対策が進むことでしょう。

そして、教育委員会をお願いします。

学校現場で放射能に対して不安や心配を口に出せないような状況、保護者をそのような状況に追いやることがないようにお願いいたします。不安や心配を口に言葉として出せないことは抑圧的で暴力的です。不安や心配を口に出してもいいと伝え、それを聞くことで不安や心配を共有する支援もあります。

今回の陳情者との懇談のように、子どもを持つ親が不安を不安、心配を心配と声を出せる機会を大切にしたいと思います。

最後になりますが、那須塩原市は放射能に汚染された地域です。でも、ここで覚悟を決めて住み続けます。ですから、せめて子どもたちは守りたいと考えます。

福島に住む子どもたちは、国が、県が対策を行います。国や県が対策が不十分と思われることに関しては、福島では、それぞれの市が責任を持って行っています。郡山での校庭の除染、きょうの新聞に載っていた白河市では、子どもたちに積算線量を持たせ、給食の食材はすべて検査対象としています。

栃木県では、知事が健康調査を行うと前に新聞に載っていましたが、その実態は知事が記者に言っただけで、担当部署が決まっただけで、全くの白紙。内部の書類などもなく、口頭で指示があっただけで詳細は不明です。検討会の設置はなるべく早くというだけで、検討会自体の位置づけも決まっていない。恒常的なものか、健康調査のみを対象にするかも決まっていないのが現状です。

県のそのような状態は、放射線の低い県都にいる知事や職員では、那須塩原市とでは温度差があると思えてなりません。

学校での活動の基準を3.8 $\mu$ Sv以下とした国、それ以下なので安全宣言を出した県知事が、いかに子どもを守る気がなかったのかが明白です。

市民が頼れるのは市しかありません。そのことを肝に銘じて、放射能の汚染対策をしなくてはならないと思います。

以上のことをつけ加えて、本陳情に賛成です。  
議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第2号について、放射能対策検討特別委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第2号については、放射能対策検討特別委員長報告のとおり採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、採択と決しました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正

議長（君島一郎君） ここで、6番、伊藤豊美君より発言があります。

6番、伊藤豊美君。

6番（伊藤豊美君） 先ほどの報告の中で、日にちだったんですが、35号です。3月11日から2月29日と言いましたが、それは翌年の2月29日ということで、訂正をお願いしたいんですが、よろしくをお願いします。

認定第1号～認定第12号の決算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第12号 平成22年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの12件については、決算審査特別委員会に付託してあります。

よって、決算審査特別委員長の審査結果の報告を求めます。

19番、関谷暢之君。

〔決算審査特別委員長 関谷暢之君登壇〕  
決算審査特別委員長（関谷暢之君） 決算審査特別委員会のご報告を申し上げます。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第12号 平成22年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの、決算認定12件について慎重に審査を行いました。

まず、審査の実施期日については、9月12日、13日の2日間で、第1分科会は総務企画関連を第1委員会室において、第2分科会は福祉教育関連を第4委員会室において、第3分科会は産業環境

関連を第3委員会室において、第4分科会は建設水道関連を第2委員会室において、それぞれ審査を行いました。

審査の方法については、本定例会に提出された各会計の決算書、市政報告書及び監査委員から提出された各会計の決算審査意見書を参考にしながら、予算は適正かつ効率的に執行されているか、計数は適正か、また財産の管理、行政効果についてはどうかなどを基本に行いました。

なお、説明には各分科会ごとに所管の部長以下、関係職員の出席を求め審査をいたしました。

その審査結果についてであります。各会計の歳入歳出はいずれも適正に処理され、予算執行に当たっては議会の議決に基づき、適正かつ効率的に執行され、財産の管理及び基金の管理運営についても良好に執行されており、いずれも妥当であると認められ、12件すべてが認定すべきものとされました。

したがいまして、ここでは、審査の過程における意見、要望等についてのみご報告させていただきます。

まず、認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、第1分科会の主な意見、要望からご報告いたします。

総務課では、篝川の塩原ダムの放水の際のサイレンについて、震災後変わったようだが近隣の地域には変更したことを知らせてほしい。災害時に消防団員に対して、ガソリン不足のないよう特別の計らいをしてほしいとの要望がありました。

財政課では、基金の積み立ての時期と残額、それに対するの利子に関してわかりやすく説明資料を示していただきたいとの要望がありました。

市民協働推進課では、車座談議は注目度の高いものなので、決算書に事業の内容などを一覧にして載せていただきたいとの要望がありました。

塩原支所総務福祉課では、からくり時計の定期点検及び非常用自家発電設備の保守点検業務については、業者の対応を確認する必要があるのではないか、またチェック体制、管理に対しての明確な責任の所在について改めて精査していただきたいとの意見、要望がありました。

次に、第2分科会の主な意見、要望をご報告いたします。

高齢福祉課では、黒磯の駅前、街中サロンにおいては、ノウハウ等をうまく伝え、無駄にしない事業にしていきたい。介護基盤緊急整備事業において、地域密着型の事業者を市が選定するとき、職員の質を上げることも考慮願いたいなどの要望がありました。

教育総務課では、ホームページの那須塩原市学校施設耐震化診断結果一覧表が更新されていない。速やかな情報更新を願いたい。西那須野共同調理場の建物被害について、原因の検証にしっかり取り組まれないとの要望がありました。

生涯学習課では、公民館運営協力員は旧黒磯地区だけの制度である。市内の公民館を統一するよう努力されたい。社会教育委員会を諮問機関として活用していないと見受けられる。本当に社会教育を充実させるためには、社会教育委員会を有効に機能させていただきたい。大学の開放講座は共和国に固執しないで実施願いたいなどの要望がありました。

スポーツ振興課では、トライアスロン大会の際には、市内への宿泊状況のアンケートを実施されたいとの要望がありました。

次に、第3分科会の主な意見、要望等をご報告いたします。

環境対策課では、不法投棄対策でダミーカメラが有効であるため、今後増設も検討されたいとの要望がありました。

生活課では、ゆ～バス運行について、運行事業者の中でも、特に運転手からの実情や利用状況を参考にされたいとの要望がありました。

農務畜産課では、那須塩原ブランドについて、現在認定されている9品目及び今後認定予定商品の広告、PR、販路開拓のさらなる取り組みを期待したい。また、東京スカイツリー等への出品も検討されたい。堆肥センターで製造している堆肥について、安全性を十分PRし、販売促進に努められたいとの意見、要望がありました。

商工観光課では、観光施設維持管理計画で廃止や縮小となる施設の修繕費等は、必要性を考慮して有効的な予算執行をされたいとの要望がありました。

最後に、第4分科会の主な意見、要望を申し上げます。

都市計画課では、公有財産である分譲地の売れ残りが多く見受けられる。価格やPR方法の見直しなど販売に向けて一層の努力をお願いしたいとの要望がありました。

道路課では、震災によって、塩原地内の明神橋が現在通行どめになっている。現況と今後について地域住民に説明する場を設けてほしいとの要望がありました。

次に、認定第2号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第2分科会における主な意見、要望を申し上げます。

レセプト点検に際し、薬が重複して処方されているのを発見できるようなシステムを検討してほしい。委託料でスイミング健康教室、健康アップ事業が支出されているが、参加者が非常に少なく、今後、事業者と手を組んで参加者の増加に取り込まれたいとの要望がありました。

次に、認定第5号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第2分

科会における主な意見、要望を申し上げます。

介護予防費がどれだけの効果を上げているか、しっかり評価してほしいとの要望がありました。

次に、認定第6号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第4分科会における主な意見、要望を申し上げます。

事前打ち合わせの報酬として、下水道審議会の委員長に謝礼を支払うのはどうかとの意見がありました。

次に、認定第12号 平成22年度那須塩原市水道事業会計決算認定について、第4分科会における主な意見、要望を申し上げます。

今後も水道水の放射能検査を実施し、さらに安全性を訴えていただきたいとの要望がありました。

これらが各分科会における意見、要望等であります。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果についてのご報告とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 第1分科会に対して、ちょっとご質疑をしたいと思います。

決算認定の中で、塩原支所長が塩原の観光施設について、決算認定を求めたのかどうかということをお尋ねしておきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

24番、総務企画常任委員長、山本はるひ君。

総務企画常任委員長（山本はるひ君） 第1分科会では、塩原支所についての決算認定をすべて行いましたので、その分も入っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 第3分科会においても、この塩原の分については決算を認定いたしました。

同じ決算を2つの分科会に付託するというのは、問題がないのでしょうか。

議長（君島一郎君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時39分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま29番、菊地弘明君のほうから、付託を2つにしたのかということでご指摘をいただいた件につきましてご答弁を申し上げます。

付託につきましては、担当部署という形でございますので、担当部署でいきますと、塩原支所の場合、西那須野支所も同じですが、これにつきましては、総務の管轄で現在はなっております。

そういう形で実施をすることになっておりますが、今回、決算におきまして、産業環境常任委員会のほうにおきましても、同じ内容について審議をしてしまったというような形が出ておりますので、結果的に同じような形で認定という同じ結論をいただいているからいいんですが、仮にこれが審査の結果、違うような形になった場合には、これは大変大きな問題になってくるかと思っておりますので、これからの対応につきましては、議会運営委員会の中で十分検討させていただきまして、このようなことが起きないように措置をとってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、  
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の  
報告に基づき討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成22年度那須塩原市一般  
会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳  
入歳出決算認定について、反対する討論です。

わずかながら持ち直してきた国内経済に、急激  
な円高や海外経済の減速の懸念がある中、那須塩  
原市はキーワードを市民生活の優先度を掲げ、市  
民ニーズに的確に対応するため、市民生活に欠か  
せない事業や安心・安全のための事業、小規模な  
工事など市内事業者の受注機会の拡大に配慮した  
予算執行を行ったとしています。

その結果、歳入では445億4,070万円、歳出では  
424億2,319万円となり、平成22年度の一般会計実  
質収支は19億5,504万円の黒字決算となっていま  
す。

平成22年度の特別会計では、実質収支は11億  
7,643万円とし、すべての会計で黒字決算として  
います。

以上のことから、那須塩原市の22年度の決算は、  
一般会計、特別会計を合わせて31億3,148万円の  
黒字決算額ということになります。市は、昨年の  
黒字決算額をさらに3億6,357万円を上積みしま  
した。

監査委員の意見にも述べられていますが、一般  
会計、特別会計に係る収入未済額及び不納欠損額  
について見ると、収入未済額は57億5,870万円で、

前年度と比較すると10.2%減少し、改善された一  
方、不納欠損額は8億7,651万円と92.3%と大幅  
に増加しました。さらに実効性のある取り組みが  
必要です。

22年度の市全体の収納率は79.21%で0.71%向  
上しています。

国民健康保険税の現年度分と滞納繰り越しを合  
わせた収納率は57.3%から58.15%とふえたもの  
の、引き続き深刻と国保収納率の厳しい現状を消  
しています。

財政調整基金と弁済基金の残高の合計は39億  
9,594万円と、昨年より10億5,000万円積み増し、  
将来の財政環境の変化の中でも、市がなすべき役  
割を果たせるように、さらなる財政力の確保への  
努力を求めています。

実際の財政力を示す財政力指数は0.846と、前  
年よりわずかながら下降しています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.3%  
と、前年度から0.9ポイント改善されているもの  
の、これは地方交付税の増加によるものとしてい  
ます。

また、公債費比率は前年度の11.7%から10.8%  
と0.9ポイント減少させています。

財政構造の健全性を示す公債費負担比率は  
17.0%と1.3ポイント減少したことなどから、数  
値による財政管理は、わずかながら改善があると  
努力の成果を認めています。

一方で、支所の窓口では、住民サービスの低下  
を指摘する住民の声が聞かれることから、市民サ  
ービスを低下させないもとの財政改善が求めら  
れています。

全国の自治体が、一般会計から国保財政の繰り  
入れをふやし支援をする中で、那須塩原市の繰り  
入れは昨年より9,091万円ふやしていますが、そ  
の伸び率は半減しました。

市民の命と健康を守るセーフティーネットとして、国民健康保険証は3月末で資格証の発行は1,397世帯と228世帯の増、これをさらに脅かす短期証の発行は2,199世帯と966減ったものの11%で、県内第1位であり、滞納者への厳しい制裁は続いています。

一般会計からの繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で特別な事情の範囲を広げ、資格証の発行はやめて、加入者のすべての世帯に国保証が届くようにすべきです。

介護保険では、施設入所待ちが23年1月末現在で320人と9.2%ふえ、今後、施設整備で改善が図られるとしていますが、施設も介護従事者も不足しており、早急な整備と支援は欠かせません。

保険料を払っているのに利用料の負担が多くて、使いたくても経済的に利用できないという介護保険制度の欠陥による慢性的な利用抑制の状態は早急に改善すべきです。

保育所関係では、入所待機児童が23年4月1日現在で5人となりました。

民間の保育所が新設されたことによる一時的に減ったものですが、厳しい雇用と経済状況の中で、今後待機児がふえることが懸念されています。

市民が求めている公立保育所の増設による抜本的な早期解消が求められています。

新しい滞納者をつくらないという対策は、22年になって1,582人に呼びかけ、585人が参加した土日の納税相談会が開かれ、234万円の納税があったとされ、引き続き行われることに期待をするものです。

当初予算で2億円を積み増しし、さらに3月補正で4億円を積み増しし、合計8億円とした新庁舎整備の積立金は、市や市民の経済状況から到底認めることはできません。

県で一番高いごみの袋も、全国的にごみの有料

化をする自治体がふえない中、国がごみ減量の要因の分析を分別によるものと評価を変えた現在、半額に値下げして市民に還元すべきです。

これからの財政運営には、市民サービスを低下させず、予算の効果的な執行を行い、事務事業の見直し、市税等の自主財源の確保と多様な市民ニーズにこたえられる市民サービスが確保できるよう、震災と原発事故の放射能汚染から市民の命と暮らしを守るという那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対するものです。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

〔20番 平山啓子君登壇〕

20番（平山啓子君） 公明クラブ、平山啓子でございます。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成22年度の日本経済は、リーマンショック後の経済不況をわずかながら持ち直してきたところでしたが、急速な円高や東日本大震災の影響が景気回復にブレーキをかけてしまいました。

このような状況の中、平成22年度の事務事業推進のキーワードに市民生活の優先度を掲げ、市民のニーズに配慮した予算が執行されました。

決算収支は、歳入決算額445億4,069万9,821円、歳出決算額424億2,319万973円、歳入歳出差し引金額は21億1,750万8,848円となり、翌年度繰り越し財源1億6,246万3,450円を差し引いた実質収支額は19億5,504万5,398円の黒字決算となっております。

財政力指数と実質収支比率を除く財政指標で、数値が徐々に改善しております。これは、財政運営に努力の跡がうかがえます。

さらに今後とも、財政運営の維持に努力を重ねていただきたいと思います。

ここで、ロンドンオリンピックの切符を手にしたサッカー女子なでしこジャパンのお話を少しいたします。

佐々木則夫監督が指針方針として、選手と同じ目の高さを大切にし、上から目線に対して横から目線と表現したことは有名です。

リーダーが偉ぶらず、集団内の共感を大事にする。サッカーに限らず、一つの集団が力を発揮するには欠かせないポイントです。

共感性のない集団では、思い切った挑戦は影を潜め、人間関係も硬直しがち、やがて活気も薄れていきます。

サーバントリーダーシップという言葉があります。これは、まず相手に奉仕し、その後、相手を導く実践哲学です。

仲間に気持ちよく働いてもらうために、リーダーが奉仕する。先頭に立って引っ張る前に、まず相手に尽くし、その次に、導いて集団を前進させる。皆が何を考え、何を悩み、何を目指しているかを感じ取り、一緒に考え、語り合っていく。じっと見守る勇気が必要な時もあります。こうしたリーダー像が注目されております。

この姿勢を貫くには、リーダー自身の成長が不可欠であり、リーダーが大海原のように仲間を包み、励ましていくことが大切ではないでしょうか。

行政の一翼を担う私たちにも当てはまることではないでしょうか。

国難ともいべき東日本大震災、さらに福島原発の事故、相次ぐ各地での水害等の影響で、厳しい日本経済の回復には時間がかかると思われます。

市財政を取り巻く環境も厳しい状況の中にあっても、財政基盤を確保し、市民生活に安心と希望

を差し示すことが必要であります。

今後とも、税の公平性の確保の面からも、収納対策の強化や市民からの貴重な税金を無駄なく有効に活用する市政で、効率的で効果的な市民が納得する施策を構築し、市民サービスに徹するよう要望いたしまして、認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について賛成いたします。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論いたします。

私は、那須塩原市となる以前の黒磯市から、通算して予算を20回審議しました。

今回の決算は、その審査した予算が執行され、20回目の決算となります。

議員になった当初は、今でしたら許されないようなことが行われていました。

例えば、ある審議会では、そのたびに報酬は支払われず、その報酬をプールして審議会の視察に使っていました。

出席した分だけ報酬は支出されているかどうか、確認するすべもなく、報酬はどのように処理されていたかわからない状態でした。

その当時は、市民と議員が審議委員でした。

私は、不明瞭な会計処理は直ちにやめるようにさせましたが、当時は現在のオンブズマンがやっているようなことをやっていたような記憶があります。

現在は、そのようなことは是正されていますので、職員を信じて本来の審議に集中しています。

さて、本題の22年度の決算について述べます。

平成22年度の施政運営方針を見ますと、最初に述べられていますことが、ごみの減量化と負担の

公平を目指したごみの有料化と那須塩原クリーンセンターが完成したことでした。

施政方針の最初に述べたということは、真っ先に評価の対象にしてくださいということだと受けとめ、この点について評価を入れてみます。

ごみの有料化と那須塩原クリーンセンターが完成して、ごみの減量化と負担の公平性が図られたかどうかの視点で検討してみました。

ごみの有料化では、ごみの減量化に大きな効果を出せず、那須塩原クリーンセンターが完成しても、現在も一般廃棄物行政の問題が解決されないまま続いていると言えます。

具体的にいきますと、昨年度の決算の討論で新しい分別区分によって、缶類は一部のリサイクルマークのみとして、その他の缶類はすべて有料の不燃用の袋に入れて出すといったリサイクルに逆行する方法で収集が行われている。

瓶は、パッカー車で回収するため、カレットどころか砂状になり、最終処分場に持ち込まれる量が多くなっていると問題を指摘しました。

新しい分別収集を検討している段階からそれらは指摘してきましたが、22年度が終わっても、根本的に問題は解決されておりません。

最近、やっと問題だと口にする市民も出てきましたが、来年度にどの程度改善されるのか、いまだに明確ではありません。これが現状です。

また、昨年度の決算で21年度の資源売り払い金が減ったことは、単価が下がったことが大きな要因と答えていますが、資源回収量も減っていました。

本来なら、資源回収量は、ここで大きくふえなくてはならないところでしたが、ふえることは昨年はありませんでした。

22年度は資源売り払い金が増えましたが、単価が増えたことに要因があります。

22年度も引き続きごみの有料化のお金で那須塩原市クリーンセンターの経費の一部を市民に負担させ、ごみ減量化推進員を設置して、ごみの分別の徹底やごみの減量化、資源化の推進を図っていますが、お金で解決しようとする施策に違和感があります。

お金でなく、市民の意識改革を伴った一般廃棄物ごみ処理システムの導入で、ごみの減量化、資源化を図ることで、ひいては産廃処理施設が設置されないまちをつくることを期待していましたが、その機会を逃してしまいました。

産廃の反対運動をする自治体でありながら、今も一般廃棄物行政は安易な選択をしていると言えます。

一般廃棄物行政について述べましたので、続いて産廃行政についても述べてみます。

産廃に関しては、監視をメインに活動していると思われまます。

毎日処分場を監視し、指導する担当課の職員の努力には敬意を表しますが、那須塩原市に産廃が集中する問題の解決にはなっておりません。

産廃が集中する問題に関しては、福島大学に委託していますが、その委託内容はどのような効果を上げたのか疑問です。

福島大学に委託していた産業廃棄物処理施設の集中立地による環境破壊を防止するための立地規制等の方策について最終報告が出されましたが、震災を言いわけに何ら進展のない内容でした。

報告書は、調査は規制方策にどのように役に立つのか示さないまま、地下水などの現状把握に終わり、規制方策は土地利用に関する規制を考えていると、ここまで引っ張りながら、やはり無理であるとの結論でした。

その上、市のワーキングチームが検討をしている産廃紛争予防条例の問題点も指摘できず便乗

しているとは思えません。

議会の提案した水源保護条例に対して、納得できる理由もなく否定し、かといって、それにかわる方策も示せないまま報告が終了しております。

予算的には、今年度は500万、今までに200万、500万と、市の廃棄物対策に予算を占める割合としては少ないかもしれませんが。しかし、何かにつけて、福島大学に委託しているとの答弁で、長時間、市として独自に方策を真剣に考える時間を奪われたとは思われません。それが残念でなりません。期待を持たせて、結果はこれです。

また、産廃処理施設が途切れることなく設置されていることを物語っている産廃処理施設等周辺整備事業助成寄附金を否定することなく歳入に入れ続け、その上同じ考え方の第2期ごみ処理施設周辺整備事業に充当する寄附金も受けています。

迷惑施設の見返りに、産業廃棄物処理施設等周辺整備事業助成寄附金をもらい整備する、こんな那須塩原市の産廃行政の矛盾が解消できない状況は続いております。

その他、課題だと思われる事業の幾つかを挙げて見ますと、緊急雇用創出事業では、昨年に続き各課で雇用しているものの、短期雇用の提供に終わり、失業者の正規雇用につなげようとする工夫は不十分でした。

22年度は、法人市民税が少しふえ、景気も回復するのではと期待しましたところ、3月11日の大震災です。今後の景気回復に影響が出るのが予想されます。

平成22年度の塩原堆肥センターの運営は、さらに悪化し、お荷物となっていました。22年度は少し改善の見込みが見られたところですが、福島原発事故の放射能汚染の影響が今後も予想されます。

また、塩原温泉華の湯、もみじ谷大吊橋、塩原

温泉湯っ歩の里など、使用料は平成19年度をピークに減少し、改善の見通しが見えていません。

今後、さらに震災の影響が出ることで問題がより深刻になっていくと思われます。

次に、体育施設の指定管理者の候補を選ぶ過程が、合否基準を選定途中で通過して、不合格となるものを合格とする、選定の業者しか応募できないような募集要項をつくりかえ、特定の業者を選ぶなど透明性を確保したとは言えないまま強行しております。

最後に、昨年度事業チェックするに当たって、私が一番苦労したことは、事業内容を審査するに当たって、必要な情報が出ないことでした。

特に、建設部建築指導課に至っては、審議に必要な環境アセスさえ出せないような状態でした。出せないというより、情報を提供したくないと思えました。国家賠償法により、訴えたいような心境でした。

今までも水道料金の審議過程や学校の統廃合の件で、水道部や教育委員会でも情報がなかなか出てこないということはありませんでしたが、審議に間に合わないほどではありませんでした。

最近の那須塩原市では、市民との協働とか市民参画とかよく言いますが、情報なくして参画なしです。情報の共有は当たり前です。

議会は行政をチェックしなくてはなりませんからもちろんですが、市民にも同様です。

行政マンとして、情報の開示の判断さえできないようでは先が思いやられます。

また、地方分権の時代に対応できない行政運営が行われています。

22年度の議会答弁で、国の法律が、制度が決まっていらないので答弁できないとする場面がありました。

国からの通達行政は終わったのです。自立した考えを持った自分で判断できる行政でなくてはなりません。国や県のほうを向いたまま、国や県に依存している職員の意識を改革してください。

以上述べました課題への解決が不十分ですので、平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については賛成できません。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号については、決算審査特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、認定第1号については原案のとおり認定されました。

会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

認定第2号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対する

討論です。

那須塩原市の国保加入世帯は1万9,661世帯、被保険者は3万7,770人で、昨年より18世帯ふえた一方で、415人の減少です。

本市の全世帯、全人口に占める割合で見ると、44.3%の世帯、被保険者数では31.8%となっています。

歳入の総額は129億424万円と昨年度比4.6%ふえ、歳出の総額を119億1,462万円と昨年度比で4.9%増とし、歳入歳出額9億8,961万円を黒字とするものです。

那須塩原市の国民健康保険について最も大きな課題は、保険料の収納率を引き上げることが最大の目標とし、全国的にも多い資格証の発行をいかに減らすかにありました。

市町村の国保財政が厳しくなった最大の原因は、国が国庫負担を大きく減らし続けてきたからと指摘しなければなりません。

栃木県も財政的には豊かな位置にあるにもかかわらず、今までの土木建設、箱物偏重を重ねた結果、行き詰まり、住民サービス切り捨ての栃木未来プロジェクトをしかざるを得なくなったのです。

県から市や町へ県民1人当たりの国保財政への支援は、他県の1割以下と少なかった上に、栃木県など34都府県は、22年度はゼロとしました。

那須塩原市は、新しい滞納者を出さない対策として、収税課を新設し、臨戸訪問、差し押さえ、軽自動車税もコンビニ収納など収納対策を強化してきました。

市民にとっては、不況と厳しい雇用情勢の中、市の国保税が高くて払い切れないという状況が続いています。

市は、収納率の向上を初めとする財源の確保、医療費の適正化の推進など歳出の削減にも努めるとしてきました。

収納率では、県内市町の最下位を5年連続からようやく抜け出し、22年度は88.40%と改善され、滞納繰り越しを含めても57.3%から58.15%とわずかな改善が見られます。

監査委員の意見では、前年度に比べわずかながらであるが、収納率が上昇している。数年来取り組んでいる収納対策の成果が見え始めたと思料する。しかしながら、国民健康保険税については、滞納繰り越し分が、依然厳しい数字となっており、全体の収納率が58.15%である。引き続き、収納率の向上に努められたいと述べています。

収納率の結果、市は国から収納率割合による普通調整基金の減額ペナルティー6,000万円を超える減額制裁を6年ぶりに受けなくて済むことになりました。

23年には、総合計画にある収納率86.6%に到達するとしていましたが、これをクリアし、行政改革プランの収納率88%の目標値のラインまで到達したことになります。

しかし、監査委員も述べているとおり、引き続き、市全体の収納率の向上が求められています。1年限りだけではなく、3年、5年と改善の傾向を定着させる対策が必要です。

一方で、22年3月末の資格証明書発行は1,397世帯と228世帯の19.5%増、そして短期証は2,199世帯と966減ったものの、発行率11%で、県内第1位であり、滞納者への厳しい制裁は続いています。

後期高齢者のほうに優良納入者が移り、構造改革による雇用破壊が行われ、受け皿となる国保が生活困窮者を抱える厳しい財政運営になっている中、市民は国保の保険料が高くて払えず、滞納がふえる悪循環が続いています。

結果は出てきていると言いますが、最終的に納めてもらうことが大切です。

全国の自治体が、一般会計からの繰り入れをふやし、国保会計を支援していますが、那須塩原市の繰り入れも昨年より9,091万ふやしていますが、その伸び率は昨年の半分になっています。

栃木県の自治体平均は、全国に比べ、極めて少ない上にさらに減らす傾向にあります。

一般会計から国保への繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で特別な事情の範囲を広げ、生活困窮も活用し資格証の発行はやめて、加入世帯のすべてに国民健康保険証が行き届くようにすべきです。

全国の3割の市町村では、さいたま市のように、資格証を発行することをやめています。制裁を科して資格証を発行しても、結果として、診療がおくれ、病状の悪化を招き、医療費の増大につながり、収納意欲の低下を招くという理由からです。

那須塩原市の22年度の決算で、国民健康保険特別会計は9億8,960万円の黒字で、昨年より2.1%ふえています。

市の一般会計、特別会計合わせて31億3,148万円の黒字決算ということになり、昨年より3億6,357万円の13.1%増としました。

このような財政見通しの中で、市は23年度に栃木県で初めて1世帯平均9,300円の国保料の引き下げを行ったことは、一定の評価をできるものです。

しかし、県外に目をやれば、市民の生活状況に寄り添い、北海道の旭川市のように、2万円を超す引き下げが、姉妹市の新座市のように、2年連続で国保税を引き下げている自治体もあります。

国には、国庫負担の増額を求め、市民が払いやすい保険料の設定と収納率を引き上げるためのきめ細やかな相談体制、資格証の発行はやめ、高校生年齢まで子ども医療を無料化する自治体が出始める中、中学3年生までの無料化が約2,000万の

予算をふやすことでできるならば、早急に拡充を行うべきです。

市民の命と健康を守る那須塩原市が、本来の仕事ができるように要望し、認定第2号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

〔27番 吉成伸一君登壇〕

27番（吉成伸一君） 認定第2号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

歳入の総額は129億424万5,903円で、前年度比で4.6%の増加となりました。

主な増額のことを前年度比で見ると、国庫支出金6.4%、前期高齢者交付金6.3%、共同事業交付金9.7%とそれぞれふえています。

歳出の総額は、119億9,146万8,819円で、前年度比で4.9%の増加となりました。

歳出総額の約63%を占める保険給付費は、言うまでもなく、年々ふえ続けています。

特に、平成22年度は、医療報酬が1.55%値上げされたことにより、3億7,758万741円の増額となり、前年度比で5.3%の増加となりました。

国保の大きな課題の一つである国民健康保険税の収納率がなかなか改善されませんでした。平成22年度においては、前年度比で5.55%増の88.4%となり、収納対策の成果が出たものと大いに評価いたします。

また、医療費の抑制を図るための保健事業では、特定健康健診、通称メタボ健診や保健衛生普及費のスイミング健康教室、健康度アップ事業にも力を入れています。

今後は、健診者数の増加、事業参加者数の増加になお一層の力を注いでいただきたいと思います。

医療費適正化特別対策事業の成果として、レセ

プト点検では44万9,748枚の点検から3,048枚の過誤納を発見し、財政効果額としては1,235万5,841円の成果が上がっています。

今後も厳正なレセプト点検に力を入れていただきたいと思います。

結びに、国保税の収納率であります。今回限りの収納率アップで終わることなく、さらなる努力を続けていただくことをお願いして、賛成討論といたします。

議長（君島一郎君） 以上で、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、認定第2号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成22年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第3号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

認定第4号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対する討論です。

那須塩原市の後期高齢者被保険者数は1万1,048人で、287人ふえています。

後期高齢者医療制度は、20年度から始まり、運営は栃木後期高齢者医療広域連合が行っています。

那須塩原市の場合、人口が11万7,000人であるため、広域連合には市長と議長の2人が広域連合議員として参加しています。

歳入では、総額が7億331万円で、昨年度よりも2.1%増、歳出では、総額は6億8,530万円で、1.6%の増となっています。

歳入歳出差し引き額は1,801万円となり、翌年度に繰り越すとするものです。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人まで資格証の発行を制度化しましたが、国民の強い憤りと運動の前に、国に相談してから資格証を発行するということになり、事実上、発行件数はありません。

しかし、保険料が払えず滞納し、正規の保険証を取り上げられ、短期証に切りかえられた高齢者が全国で大幅にふえていることが報道されています。

那須塩原市の短期証発行件数は、昨年8月1日では253人と26.5%ふえ、23年3月末には134人と47%の減と、7カ月で大きく動いています。

全国的に発行数の多い栃木県、高齢者にきめ細やかな対応が求められています。

後期高齢者医療制度は、短期証の発行数の公表を、昨年度は栃木県の広域連合だけが公表を拒否していました。二度とこうした対応が起きないように、市長と議長には対応をお願いしています。

中央社会保障推進協議会では、全国では、所得

が低く保険料が払えない高齢者がふえて、短期証で期限が切れ、病院にかかれず手おくれになり、死亡している深刻な事例がふえていますと、後期高齢者医療制度の非情さを改めて指摘しています。

後期高齢者医療制度は、高齢者を年齢で差別し、医療費削減を目的とする大変過酷で無慈悲な制度です。

高齢者を中心とする憤り、この制度では、高齢者の健康を守れないとした多くの医師会、700を超す自治体での意見書、広範な国民の運動で、自民、公明の政権は再三の見直しに追い込まれた中で、政権から退場させられました。

政権交代した民主党は、後期高齢者医療制度の廃止の公約を先送りにしたあげく、新制度案として、現行制度と骨格の同じ案をまとめました。

75歳以上の高齢者のほとんどが、現役世代とは別勘定になり、高齢者の医療給付費の1割を高齢者自身が負担します。

高齢化でふえる医療費の負担を機械的に高齢者に押しつけた痛みを与え、受診を控えさせる点では、自民、公明がつくった現行制度と何ら変わりがありません。

さらに、新制度の案をてこに市町村が運営してきた国民健康保険を都道府県単位にし、保険料の軽減のために、市町村が努力して行ってきた国保財政の公費投入を不可能にする仕組みに変えようとしています。

新制度案には、各階層からの反対の声が上がり、本案提出に行き詰まっています。

現役世代に重い支援金を課して、高齢者医療を負担させる仕組みとしたことで、現役世代からも医療費抑制の圧力をかけさせる財界のねらいも明らかです。

ここに、高齢者を人間としての尊厳を踏みにじり、長寿を喜べないような立場に追い込んだ後期

高齢者医療制度の非人間性の根幹があります。

後期高齢者医療制度の廃止は、待ったなしの課題です。

私たち日本共産党は、この制度が財界の要請のもとに議案として提出されたときから、高齢者いじめの制度として反対を貫いてまいりました。

後期高齢者医療制度の導入までは、お年寄りのいる世帯では、保険証の取り上げは原則対象外だったのです。命に直結する問題だからです。

高齢者から無慈悲に保険証を取り上げることは、断じて許されません。

東京の日の出町と石川県の川北町など、日本一高齢者に優しいまちを目指すという政策を掲げ、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の自己負担分を町が全額負担し、実質無料化することを決議した自治体もあります。

後期高齢者医療制度を無料化した3つの自治体の出現は、高齢者医療の目指すべき方向を差し示す羅針盤となっています。

お年寄りと子どもが安心して暮らせる世の中こそ、だれもが安心して暮らせる世の中になります。

大企業には行き過ぎた減税と補助金、庶民には増税と庶民が頼りの社会保障をずたずたに壊してきたのは、構造改革です。

大地震と原発事故の上に、若者には就職難という不安が市民を襲っています。

高齢市民の健康と命を守るという那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、認定第4号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対するものです。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

〔1番 櫻田貴久君登壇〕

1番（櫻田貴久君） 議席番号1番、櫻田貴久です。

認定第4号 平成22年度那須塩原市後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

老人保健制度にかわって、平成20年4月から新しい後期高齢者医療制度が始まりました。

これに伴い、被保険者となる75歳以上の後期高齢者等については、国民保険や被用者保険から脱退し、後期高齢者医療制度に移行することになりました。

この後、後期高齢者医療制度を運営するため、平成19年2月1日に栃木県内すべての33市町が加入した栃木県後期高齢者医療広域連合が設立されました。

急速な高齢化に伴って、医療費の増大が見込まれる中、高齢者と現役世代の負担の明確を図り、栃木県後期高齢者医療広域連合が運営主体になることで安定した財政運営を図り、将来にわたり持続可能な医療制度を確立するものです。

現時点において、政局の不安から、今後どのように変わっていくかは不安はありますが、納付金として広域連合に納めるお金の決算でありますので、執行部には制度の研究とさまざまな情報の発信をお願いいたしまして、認定第4号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について賛成いたします。

議長（君島一郎君） 以上で、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、認定第4号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成22年度那須塩原市介護

保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

認定第5号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対する討論です。

平成22年度は、第4期那須塩原市介護保険事業計画の着実な実現を図るとともに、円滑で適正な保険事業に努めてきたとしています。

歳入総額は56億3,075万円で、昨年度よりも5.1%の増、歳出では、総額55億1,058万円で6.7%の増となっています。

歳入歳出額は1億2,017万円となり、翌年度に繰り越しとするものです。

平成22年度末の第1号被保険者数は2万3,006人で、昨年度より250人の増、1.1%増であり、要介護認定者数は3,474人で、昨年度より94人ふえ、2.8%の増です。

短期証の発行は、2年前は53人ふえ、昨年度は119人ふえ、23年度1月末で134人となっています。

介護保険法が実施されてから11年、特養ホームの入所待機者は42万人に上り、1割の利用料負担でサービス利用率は4割にとどまっています。

介護のための離職者は、年間14万5,000人に上ります。

高齢者の生活と命を守る介護保障制度に変えていく運動が求められています。

反対する理由は、那須塩原市の施設入居待機者は、23年1月末現在で320人で、昨年度より27人ふえ、9.1%の増であり、深刻です。

市は、施設の整備により解消されるとしていますが、早期の解消が求められています。

介護保険財政の1%を占める介護認定に関する

審査会費、審査事務費、審査支払い手数料は、それぞれ9.6%、11.1%、9.8%とふえています。

認定審査の結果は、要支援1には27.1%を占め、要介護1が全体の22.2%を占めるという、合わせて49.3%を占めることになります。

介護度が低く出る利用抑制を強めるための審査は、全国的に批判が続出し、国も申請があればほととの介護度に戻すなど一定の措置は行われましたが、新規の審査は対象外としたため、要支援、要介護1など軽度者がふえる仕組みとなっています。

必要な介護は、医師やケアマネジャーに判断を任せ、審査と利用料抑制に労力と時間をかけるのは、早急にやめるよう国に要請すべきです。

さきの国会で成立した介護保険改正法では、要支援の人を市町村の判断で保険給付から外し、ボランティアなどのサービスに置きかえる介護予防日常生活支援総合事業が創設されました。導入するかどうかは、自治体に任されています。

ボランティアをホームヘルパーの代わりサービスとして、安上がりを使うという発想は、労働者からまともな賃金や処遇を奪うものだとする批判が出ています。

ボランティアの多くは有償で、1時間700から800円のほかに交通費がかかり、利用者には介護保険の1割負担の数倍の負担増となると言われています。

来年の4月の実施に向け、市町村が策定中の第5期介護保険事業計画には、住民要求を反映させる取り組みが重要だと言われています。

その課題として、介護予防日常生活支援総合事業を導入させず、多様な生活支援を実施する。介護保険財政安定化基金を取り崩し、保険料を引き下げる。利用料を軽減する。特養ホームをふやし、待機者を解消する。日常生活圏ごとの住民の要求を把握し、計画策定に住民の参加を徹底するなど

の対策が必要です。

介護保険法の改正には、医療、介護費用を一体的に大幅に削減するのがねらいです。

介護施設の整備に重点を置くのではなく、高齢者をサービスつきの高齢者住宅に集中的に住ませ、介護サービスを外づけする方針を打ち出しました。

そのため、訪問介護と訪問看護が連携し、短時間の巡回訪問と随時対応を行う24時間対応の定期巡回・随時対応サービスが新設されました。

これには、大きな欠陥があります。

1つは、一定の基準で何回訪問しても定額の介護報酬とされることから、事業所が利益を上げようと思えば、できるだけ訪問を減らし、利用者や家族に負担を強いる可能性があるということです。

もう一つは、1回の訪問時間では十数分と見られます。定時、短時間の体位交換や着がえ、食事の介助、トイレへの移乗やおむつ交換など生きていく最低限の保障しかされません。その人らしい尊厳のある生活の保障とはほど遠いと言わざるを得ません。

介護職員の処遇改善に関する交付金については、2009年の介護保険報酬改定で、深刻な人材不足と経営危機打開の目的に、初めて介護報酬の引き上げが行われました。

しかし、引き続き介護従事者の離職や人材不足など深刻な状況が続いている中で、この交付金は3年間の時限措置であり、現在政府において、その後の対応が検討されています。

国へは、介護職員の処遇改善交付金を平成24年度以降も継続するとともに、支給対象の拡大など抜本的な改善を図るよう要請しなければなりません。

住民サービスを低下させず、予算の効果的な執行を行い、多様な市民ニーズにこたえ、健康弱者

の暮らしと健康を守り、那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、認定第5号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

〔2番 鈴木伸彦君登壇〕

2番（鈴木伸彦君） 議席番号2番、鈴木伸彦でございます。

認定第5号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成23年度末の高齢者人口は2万3,006人、高齢化率は19.6%であり、本年9月の全国平均の23.3%と比べ本市は小さく、おおむね5人に1人が65歳以上の高齢者であるという状況であります。

平成21年度末から平成22年度末の高齢者人口の伸び率は0.1%であるのに対し、要介護、要支援認定者数の伸び率は2.8%と伸びてはいるが、21年度末に比べると、どちらも2%以上小さくなっております。

また、平成22年度末現在の要介護認定者数は3,474人で、そのうち、介護サービスの利用者の合計は2,960人であり、その利用率は85.2%となっております。

核家族化の進行、介護する家族の高齢化など要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況は変化し、高齢化は確実に進展し、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大している状況が見てとれます。

介護保険サービスを利用する高齢者がふえる中、介護保険制度が果たす役割は非常に大きいものと考えられます。

次に、平成22年度の介護保険特別会計歳入総額は56億3,074万8,475円で、このうち、1号被保険者の介護保険料10億7,321万5,738円で、収納率は

94.97%。歳出においては、保険給付費は51億3,242万8,330円で、全体の93.1%を占めており、平成21年度に比べ、伸び率は6.6%、地域支援事業費は1億2,892万8,108円であり、平成21年度に比べ、マイナス9.4%の伸びになっております。

人はだれでも、いつでも元気で自分らしく生き生きと、そして住みなれた自宅や地域で暮らし続けたいと願っておりますが、このための介護保険制度は、要介護、要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合にも、可能な限り住みなれた地域において、自立した日常生活を送れるよう支援する制度であります。

本市においては、それを達成するために、適正な介護認定、保険給付と介護予防事業を中心とした地域支援事業の実施など適正に運営がされたものと考えられます。

なお、介護保険制度の新たなサービスの創設を盛り込んだ改正介護保険法が6月15日参院本会議で賛成多数で可決、成立いたし、2012年4月1日施行となりました。

新サービスとしては、24時間対応で行う定期巡回・随時対応訪問介護看護及び訪問看護と小規模多機能型住宅介護を既存の事業所で運営できる複合型サービスが創設されております。

また、介護療養病床については、廃止期限を2017年度末まで6年間延長する附帯議決では、介護療養病床の実態調査を3から4年後に実施することが明記されております。

今後は、介護報酬の改定と処遇改善交付金の検討もされ、介護する側、受ける側はもとより、社会情勢の目まぐるしい変化の中、持続可能な制度として改善されていくことを期待し、認定第5号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成をいたします。

議長（君島一郎君） 以上で、討論を終結いたし

ます。

採決いたします。

認定第5号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、認定第5号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定から、認定第12号 平成22年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの7件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第6号から認定第12号までの7件については、決算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号から認定第12号までの7件については、原案のとおり認定されました。

閉会中の継続調査等について

議長（君島一郎君） 日程第3、閉会中の継続調査等についてを議題といたします。

各常任委員、議会運営、特別委員会から閉会中の継続審査等のための特定事件の申し出がありますが、これを決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第4、議案第49号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第49号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）について、提案の説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1から3ページでございます。

今回の補正は、5月の臨時議会で承認をいたしました4月1日付専決処分による平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）において、計上いたしました東日本大震災による被災農業者への支援として実施されるがんばろう栃木農業緊急支援資金に係る利子補給について必要な予算措置を行うものでございます。

補正予算の内容につきましては、制度の改正に伴い、同資金の貸し付け期間が従来の3年以内から5年以内に拡充されたことにより、当初設定いたしました債務負担行為の期間を3年から5年間に延長するものであります。

また、貸付額及び貸付枠につきましては、それぞれ額が拡充されたことに伴い、歳入につきましては、15款県支出金において、同資金の利子補給に係る県の負担分として3万5,000円を追加し、歳出につきましては、6款農林水産費に利子補給費7万円を追加する一方、歳入歳出の差額の3万5,000円を14款予備費において、減額調整するも

のであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ3万5,000円を追加し、平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を430億684万3,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第49号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第5、議案第50号 土地改良事業の施行についてを議題といたし

ます。

本案について提案理由の説明を求めます。

増田副市長。

〔副市長 増田 徹君登壇〕

副市長（増田 徹君） 議案第50号 土地改良事業の施行について、提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料は4ページから5ページです。

本案は、東日本大震災により被災した農地及び農業用施設の国庫補助、災害復旧工事を市の土地改良事業として施行するに当たり、土地改良法第96条の4の規定により準用する同法第49条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件、災害復旧工事につきましては、農地の復旧工事として、寺子地内の田及び畑の合わせて1.35haを対象として実施するものであります。

また、農業用施設の復旧工事として、越堀地内のため池1カ所と中内地内の農道33mを対象として実施いたします。

総事業費につきましては、農地、農業用施設を合わせて973万8,000円となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第5号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第6、発議第5号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業環境常任委員長、13番、齋藤寿一君。

〔産業環境常任委員長 齋藤寿一君登壇〕

産業環境常任委員長（齋藤寿一君） 発議第5号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について、ご説明をいたします。

平成18年に改正された容器包装リサイクル法は、多くの課題を抱えたまま成立されました。

環境により、リユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装がいまだに多く使われております。

今般、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められております。

一日も早く、持続可能な社会へ転換するため、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使

用を促進するための法律の制定を求めるものであります。

以上、説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時52分

議長（君島一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの発議に対しまして質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第5号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

市長あいさつ

議長（君島一郎君） 以上で、平成23年第4回那須塩原市議会定例会の議案は、すべて終了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがあります。

市長。

市長（栗川 仁君） 平成23年第4回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず冒頭に、台風15号の状況ということで、ご報告をさせていただきます。

この台風につきましては、本日9月21日5時35分に大雨警報が発令されました。

9時に災害警戒本部会議を一般体制でとったところでございます。

それらの時点での積算雨量につきましては、市内の多いところで50ミリということで被害はございませんでした。

しかし、午前中に一応、道路、農業施設とパトロールを実施いたしております。

学校関係につきましては、小学校は西那須野地区の6校は臨時休校、それ以外は午後1時一斉下校、中学校は高林中が午後3時10分、箒根中が午後2時40分下校、これらはスクールバスの関係でその時間ということでございます。それ以外の学校につきましては、午後1時30分一斉下校となっております。

この後の対応等につきましては、台風が直撃するおそれがある6時間以内に、これからですと、おおむね2時ごろでございますけれども、態勢に入りまして、再度会議を開催する予定でございます。

なお、情報でございますけれども、この台風につきましては、8時から9時ごろにかけて、

本栃木県を直撃するというような予想がされておりますので、ご報告等を申し上げておきます。

去る9月2日から本日まで、20日間にわたり開催されました第4回市議会定例会も、本日閉会の運びとなりました。

この間、議員の皆さんには、平成23年度那須塩原市一般会計補正予算や平成22年度各会計の決算認定などのほか、本日の追加議案2件を含めし得て、合わせて33件の議案につきまして、慎重にご審議をいただき、それぞれ原案のとおりご決定を賜りまして、まことにありがとうございます。

議案審議の過程や各派代表者質問及び市政一般質問の場において、皆様から示されましたご意見等につきましては、今後、十分に検討させていただきたいと考えております。

さて、早いもので、平成23年度も折り返しの時期を迎えます。

前半の半年前の東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故による放射能問題の発生によりまして、その後の市政運営につきましては、議員の皆さんのご協力をいただきながら、さまざまな対応を行ってまいったところでございます。

しかしながら、本年度計画いたしました各種事務事業のうち、一部の行事などにおいて、災害等の影響で、開催の中止や内容の変更を余儀なくされたものもあり、市民の皆さんには、ご不便をおかけしたところでもございます。

今後におきましては、各種事務事業計画どおり、着実に実施をまいりたいと考えております。

また、放射能対策につきましては、これまで放射線量の測定や学校、保育園等の表土の入れかえなどを行ってまいりましたが、さらなる対応につきまして、新たに設置をいたしました放射能対策本部において、議員の皆さんからいただきましたご意見などを参考にしながら、市独自の対応を検

討しておるところでもあります。

具体的な対応策につきましては、今後、議会との連携を図りながら情報の交換など行い、方針を決定してまいりたいと考えております。

その一環として、現在、食物等放射性物質測定器の購入などを盛り込んだ放射能対策のための補正予算案を編成中であります。

できるだけ早い時期に、議員の皆さんの了解を得たいと考えておることから、10月上旬には臨時議会を開催しまして、議案の提案をさせていただく所存でございます。

このような中、本市におきましては10月15、16日の西那須野産業文化祭を皮切りに、10月22日から23日にかけての那須野巻狩まつり、11月3日の那須塩原市ハーフマラソン大会など、市を挙げてのさまざまな事業を予定しております。

これらの行事をきっかけに、地域振興と市内産業の活性化が促進されれば幸いです。

各行事の開催に当たりまして、ご尽力を賜りまず関係者及び関係機関の皆様方に、心から感謝を申し上げますとともに、議員の皆さんにおかれましてはぜひご参加をくださいますようお願いをいたします。

これから秋本番となり、過ごしやすい季節を迎えるわけですが、朝夕の冷え込みなど寒暖の差も大きくなります。

皆さんにおかれましては体調など崩されないよう、健康の管理には十分留意され、引き続き市政の運営にご協力をお願い申し上げ、第4回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 市長のあいさつが終わりました。

#### 閉会の宣告

議長（君島一郎君） 閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

去る9月2日から20日間にわたり開会されました平成23年度第4回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところであります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 2時01分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成23年9月21日

議 長 君 島 一 郎

署 名 議 員 菊 地 弘 明

署 名 議 員 若 松 東 征